郡

市

町

村

大

字

字

地

番

台

帳

見

込

見 保

込 安林指

面

指定の目的

立

木

の

方

指

定 伐 採 施 の

業 法

要

件

(平方メートル)

|(ヘクター

ル

(ヘクター

ル 積 定

伐

採

種

別

標準伐期齢

るの特間 も伐別伐 の採のそ に場の 係合他

び法にの立 樹、植限木 種期栽度の 間の並伐 及方び採

森

林

の

所

在

場

所

全

面

積

山本郡

山本町

豊岡金田

タウノス

七〇の五 一六〇の

九四八九九

〇・一九八一 〇・一四三九

〇·一四九七一 〇·一九八一 九

の防備 土砂の崩壊

IJ 書

伐期齢以上

( 附属明細

の

とお

整市町村在立立 備町村にする 計村に係る市 で林る

書の ( 附属明細

۲

お

書のと (附属明

お

ことができ 伐採をする

一・四九七一

七〇の四

11

"

"

砂子沢

六四

四

毎週火・金曜日発行



建築基準法による道路位置の指定 ( 八五・平鹿地域振興局建設部 ) ........... 開発行為に関する工事の完了 ( 八四・雄勝地域振興局建設部 ) ................... 2 開発行為に関する工事の完了 ( 八三・平鹿地域振興局建設部 ) ...... 都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告 (八二・都市計画課)......2 保安林の指定 ( 八一・森林整備課 ) ......1 2 . 2

ペー ジ

報

目

次

公

秋田県告示第八十一号

次の森林を保安林に指定する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

平成十六年一月二十七日

秋田県知

選挙管理委員会告示

各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 ( 九 ) ...... 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 ( 八 ) ................

5 5

示

告

附属明細書」 Ιţ 省略し、 農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに山本郡山本町に備え置いて縦覧に供する。)

1

公

告

特定調達契約に係る一般競争入札の実施(リハビリテーション・精神医療セン

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 ( 県民文化政策課 ) 三件 ター)......

4 4

県営土地改良事業の換地計画の決定 ( 仙北地域振興局農林部 ) .........

事 寺 田 典 城

兀

事業地の所在

秋田県告示第八十二号

六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。 六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第二項において準用する同法第

平成十六年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

都市計画事業の種類及び名称

を秋田都市計画道路事業三・三・四号横山金足線及び三・五・三十八号浜ナシ山長 対線に変更する。 平成十年建設省告示第二千十七号秋田都市計画道路事業三・三・四号横山金足線

二 施行者の名称 秋田県

Ξ 事務所の所在地

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田市山王四丁目一番二号 秋田地域振興局建設部

の事業地を追加する。

町及び飯島字前田表において事業地を変更するとともに、事業地に飯島字大崩地内

収用の部分 平成十年建設省告示第二千十七号の事業地のうち秋田市飯島長野本

使用の部分 変更なし

秋

秋田県告示第八十三号

で 六月十三日付け指令平建 六百四 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年 同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する 一で許可した開発行為に関する工事が完了したの

平成十六年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

開発許可を受けた者の住所及び氏名

平鹿郡大森町字大中島二百六十八

大森町土地開発公社 理事長 前 雄

開発区域に含まれる地域の名称 平鹿郡大森町字町回二百十三番、二百十四番、二百十五番、二百十六番、二百十

七番

同法第

秋田県告示第八十四号

十一月二十八日付け指令雄建 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定により平成十五年 同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。 + 四で許可した開発行為に関する工事が完了した

平成十六年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典

城

開発許可を受けた者の住所及び氏名 雄勝郡羽後町西馬音内字中野百七十七番地

羽後町長 佐 藤 正郎

開発区域に含まれる地域の名称

十一番、十二番五及び百二番四並びに字向下川原二十四番二、五十四番一、五十七 番四及び四十一番二並びに雄勝郡羽後町杉宮字草木三十四番二 七番、三十八番、三十九番一、三十九番二、四十番一、四十番二、 七十七番十三、七十七番十四、七十七番十五、七十七番十六、七十八番二、七十九 雄勝郡羽後町西馬音内字川原田一番三、一番四、一番五、一番六、十番三十三、 六十番、六十番二、七十番、七十四番、七十五番、七十六番五、七十六番六、 八十番五及び八十番六並びに字高畑三十四番三、三十五番一、三十六番、三十 四十番三、四十

秋田県告示第八十五号

四十号) 第十条の規定に基づき、 路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道 公告する。

平成十六年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

大曲市四ツ屋上古道七十九番地	申請者の住所及び氏名
内、三百二十六番地二、三百二十七番地横手市八幡字石町三百二十五番地二の	道路の位置の指定箇所
	道路の延長
	道路の幅員
	指定年月日

有限会社

伊藤住宅

男 二、三百二十八番地二の内、三百二十五 番地二地先、三百二十八番地二地先

三四・〇七メートル

八・〇〇メートル

平成十六年一月一九日

伊 藤 照

取締役

公

告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、 平成十六年一月二十七日 公告する。 (昭

秋田県知事 寺 田 典 城

人札に付する事項

調達する役務の内容及び数量

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 清掃業務 — 式

調達案件の仕様等

へ札説明書及び仕様書による

履行期間

(四) 履行場所

秋

平成十六年四月一日 (木) から平成十七年三月三十一日 (木) まで

人札に参加する者に必要な資格

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

に適合すること。 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第九条の十五に定める基準 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 事務部総務管理班 (電話○ 郵便番号〇一九 二四一三 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地 八九二三七五一)

入札説明書及び仕様書の交付方法

規定する県の休日を除き、平成十六年一月二十七日(火)から同年二月二十日 (金)までの期間、随時交付する。 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

> 四 入札執行の日時及び場所

平成十六年三月八日 (月)午後一時三十分

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 大会議室

入札保証金

五

までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条

六 その他

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 消費税及び地方消 見積もった契約希

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

る。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじに 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす

より決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否

提出書類等

に記載された必要資料等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、 入札説明書及び仕様書

七 詳細は、

入札説明書による

(七)

その他

Summary

1 Nature and quantity of the services ð be required: Cleaning Service,

3

Akita Prefectural Rehabilitation and Time-limit of tender: 1:30 P.M. Psychiatric Center <sub>∞</sub> March , 2004 set

Rehabilitation Contact point for the notice: General Affairs Devision, Akita and Psychiatric Center, 352 Kamiyodogawa Prefectural

Town , Senbokugun , Akita Prefecture 019-2413 , Japan

Gohyakukarita, Kyowa

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 018-892-3751

同条第二項の規定に基づき、公告する。 営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、

平成十六年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典

申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成十五年十二月二十五日 特定非営利活動法人

申請のあった年月日

小笠原 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 理 恵 ひまわりの会

Ξ

定款に記載された目的 本荘市花畑町一丁目二十番地

秋

五

四

域の子どもたちの健全育成に寄与することを目的とする。 くされている、親と子どもに対して、安心して預けられる場を提供することで、地 この法人は、保護者の長時間就労や夜間就労に伴い、保育に欠ける状態を余儀な

同条第二項の規定に基づき、公告する。 営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 特定非

平成十六年一月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請のあった年月日 平成十五年十二月二十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

Ξ 代表者の氏名 特定非営利活動法人 教育総合支援協会

城

同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年一月二十七日

営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、

特定非営利活動促進法 ( 平成十年法律第七号 ) 第十条第一項の規定により、特定非

申請のあった年月日

秋田県知事

寺

田 典

城

平成十五年十二月二十六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 NPO交通安全0を目指す会

Ξ 代表者の氏名

主たる事務所の所在地

哲

兀

秋田市外旭川字水口百五十五番

五 定款に記載された目的

の減少、地域の安全、健全なまちづくり等の公益の増進に寄与することを目的とす 不特定多数の市民、 この法人は、一般社会市民に対して、幅広い交通事故撲滅運動を行うとともに、 団体等を対象に調査、 研究、 啓蒙活動を行い、 もって交通事故

県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十 七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により:

平成十六年一月二十七日

画書の写し

縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(土渕地区ほ場整備事業)換地計 秋田県知事 寺 田 城

河 振

兀 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的

関する事業を行い、子供の健全育成、 支援などの活動を通してフリースクールおよびサポート校運営、情報化推進などに その親、教職員その他個人を支援するさまざまな交流・情報の提供、教育の情報化 この法人は青少年、特に不登校生徒・児童・中途退学の生徒に対して、子どもと 教育の情報化に寄与することを目的とする。

秋田市牛島西一丁目十三番二十号B

4

大館市

Ξ 縦覧場所 縦覧期間 平成十六年一月二十八日から同年二月二十五日まで 協和町役場

鹿角市鹿角郡

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

秋選管告示第八号

次のとおりである。 の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に 十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一 第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三 六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条

平成十六年一月二十七日

秋田県選挙管理委員会委員長 加 藤

五十分の一の数 一九、三二六 堯

た数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 三分の一の数 ( 選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超え 二二七、七一六

号 (道路区域の変更)

(原稿誤り)

十ページ道路の区域表中「一・六六○」は「一・一一六」の誤り

平成十五年四月十五日付け秋田県公報第千四百六十一号掲載の秋田県告示第三百二

正

秋選管告示第九号

秋

その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては

平成十六年一月二十七日

藤

堯

して得た数)は、次のとおりである。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における

秋田県選挙管理委員会委員長 加

選挙区別 秋田市

横手市 能代市 四 八四 、九二九 七六一

大曲市 湯沢市 男鹿市 本荘市 三四五八八

六八三

ペー 雄勝郡 平鹿郡 仙北郡 山本郡 由利郡 河辺郡 南秋田郡 ジ 段

北秋田郡  $\equiv$  $\frac{6}{2}$ 正 Ύ — 九 É <del>其</del> 行 五七九 八 九 三 八 三 — 八 一 三八九 〇七五 六六九 誤 誤

号 (道路区域の変更及び供用開始) 平成十五年十二月十六日付け秋田県公報第千五百三十一号掲載の秋田県告示第千四 (原稿誤り)

Ξ **季**七 の誤り 字上館ケ沢一二〇番地先から字仮戸台四四番 仮戸内四四番一地先ま 北秋田郡鷹巣町綴子字上館ケ沢一二〇番地先から字 で は 北秋田郡鷹巣町綴子 地先

秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail: matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail: matsubara @matsubarainsatsu.co.jp は株式会社 松 原 印)刷 社 株式会社 松 原 印)刷 社

印

刷

者

印

刷

所

購読料金

一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号